

7-2 令和5年 最低賃金基礎調査対象産業表 NO.2

特定最低賃金適用産業	07	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	1~99人	24	化学繊維製造業	E1112
				25	綿紡績業、化学繊維紡績業、毛紡績業、その他の紡績業	E1114、E1115、E1116、E1119
				26	織物業	E112 ただし、E1125細幅織物業を除く
				27	染色整理業	E114
	888円					
	08	繊維機械、金属加工機械製造業	1~99人	28	繊維機械製造業	E263(工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く)
				29	金属加工機械製造業	E266
	915円					
	09	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	1~99人	30	電子デバイス製造業	E281
				31	電子部品製造業	E282
			32	記録メディア製造業	E283	
			33	電子回路製造業	E284	
			34	ユニット部品製造業	E285	
			35	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	E289	
			36	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	E291	
			37	産業用電気機械器具製造業	E292	
			38	電子応用装置製造業	E296	
			39	通信機械器具・同関連機械器具製造業	E301	
			40	映像・音響機械器具製造業	E302	
888円						
10	各種商品小売業	30人~	41	各種商品小売業のうち百貨店、総合スーパー	I561	
888円						